

一般社団法人山形県病院薬剤師会 旅費規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会（以下「本会」という。）の事業に係る旅費の支給を円滑に行うことを目的とする。但し、本会以外から旅費支給がある場合には適用しない。

(旅費の範囲等)

第2条 旅費は交通費、日当、宿泊費（食料金を含む）及び会長が必要と認めた経費とする。

2 本規程が適用できない場合は、理事会の承認を経て会長が定める。

(旅費の支給)

第3条 役員等が出張したときは、当該の役員等に対して旅費を支給する。

(交通費の基準)

第4条 旅費は業務遂行上最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、職務上必要な場合又は火災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の経路によることができないと認めた場合は、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、現に旅行した経路及び方法によって計算することができる。

(旅費の分担)

第5条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合は、この規程により計算された金額との差額を支給する。

第2章 旅 費

(県内出張旅費)

第6条 県内出張旅費の日当、交通費及び宿泊料は、別表第1に定める額とする。

(県外出張旅費)

第7条 県外出張旅費の日当、交通費及び宿泊料は、別表第2に定める額とする。

2 前項に規定する交通費は、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃とする。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する運賃、特別急行料金、普通急行料金及び指定席料金等による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 45 km 以上のもの。
- (3) 普通急行料金は、普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 45 km 以上のもの。
- (4) 指定席料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する路線により出張する場合であって、片道 100 km 以上のもの。

(航空賃)

第9条 他の交通機関と比較して、運賃、出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合、又は業務上必要がある場合は、航空機の利用を認める。

2 航空賃の額は、その搭乗に要する運賃の額による。

(車賃)

第10条 出張中に、タクシー、バス等を利用する場合であって、特に業務上必要と認めるときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

(日当)

第11条 日当は、出張の用務のある日（以下、「用務日」という。）の日数により支給する。

2 県外出張において用務日の前日午後から出発する必要がある場合又は用務日の翌日午前中に帰着する必要がある場合と認めるときは、それぞれの日の日当は2分の1額とする。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、宿泊日数に応じ、所定の料金を支給する。ただし、県内出張の場合は、特に業務上必要と認めるときのみ支給する。

2 前項の規定にかかわらず、夜行鉄道又は夜間船舶若しくは航空機を利用したときは、特別に必要があると認める場合を除き、宿泊料は支給しない。

(自家用車による県外出張)

第13条 役員等の自家用車を利用して出張した場合の交通費は、業務上必要があると認めるときは、その事実が証明できるものに限り、燃料費、有料道路使用料の実費を支給する。ただし、交通費は支給しない。

(出張中の事故)

第 14 条 出張中に負傷、疾病、天災その他やむを得ない事故のため、出張の途中で日程以上の滞在をしたときは、その事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。

2 やむを得ない事故により多額の出費を要し、所定の旅費をもって支払いすることができないときは、その事実の証明ができるものに限り、その実費を支給する。

第 3 章 補 則

(旅費の調整)

第 15 条 会長は、この規程の定めるところにより旅費を支給した場合に、同一の出張を行う役員等のうち他団体から旅費が支給される者と差が生じるときは、他団体に準じた旅費を支給することができる。

(旅費の支給方法)

第 16 条 旅費は清算払いとし、金融機関の指定口座へ振込むことにより支給する。

2 県外出張の場合は、帰着後すみやかに報告書を提出するものとする。

(委任)

第 17 条 この規程に定めのない事項は、会長が処理する。

(制定及び改廃)

第 18 条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般社団法人山形県病院薬剤師会の設立の登記の日から施行する。

令和 4 年 10 月 27 日、一部改訂

別表第1 県内旅費に係る単価表

(1) 交通費の一般式（計算に使用するソフトウェア：NAVITIME、Excel）

往復交通費（円）

$$\text{ROUNDUP}((A \times 2) \div 100, 0) \times 100 + \text{有料道路加算} \\ + \text{一律加算②}$$

$$A = \text{距離 (km)} \times \text{距離単価} + \text{一律加算①}$$

ただし、距離単価は30円、一律加算①は350円とする。

ガソリン150円/LITER 燃費10km/LITER \Rightarrow 距離単価15円/km

距離は、起点住所および終点住所をNAVITIMEに入力して得られた値

有料道路加算は、片道80km以上の場合に加算する。

一律加算②は、800円とする。

(2) 日当及び宿泊料（単位：円）

日当	宿泊料
2,000	10,000

別表第2 県外旅費に係る単価表

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃等の計算方法は時刻表を参考に計算すること。

(2) 日当及び宿泊料（単位：円）

甲地		乙地	
日当	宿泊料	日当	宿泊料
3,000	14,000	3,000	12,000

※甲地とは、さいたま市、千葉市、東京都（特別区）、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市及び福岡市をいう。